平成16年度 市の財政状況をお知らせします

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にしていただくため、年2回、市の財政状況を公表しています。今回は、平成16年度（16年4月1日～17年3月31日）の予算・基金・市債の現在高・財産の状況などについてお知らせします。

詳しくは財政課☎70・7706へ。

予算執行の状況

厳しい財政状況を踏まえ、市税、国・都補助金などの財源を確保するとともに、「最少の経費で最大の効果」を念頭に、計画的・効率的な事業執行に努めました。

一般会計

予算総額に対する執行率はいずれも17年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間（17年4月1日～5月31日）」後に確定します。

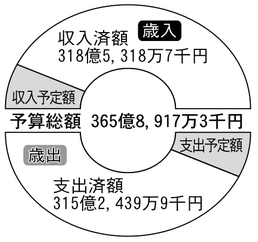

当初予算後、緊急性・必要性の生じた事業について、一般会計、特別会計とも予算の補正を行っています。

市債の状況

（16年度決算見込み）

道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設を利用する世代にも負担をしてもらうことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として国などから借り入れを行っています。

市債残高
477億7255万円
一般会計
273億7229万円
下水道事業特別会計
204億26万円

一般会計

予算総額　365億8,917万3千円

当初予算は、359億7,300万円でしたが、3回の補正を行いました。

（歳入）収入済額　318億5,318万7千円（収入率　87.1%）
（歳出）支出済額　315億2,439万9千円（執行率　86.2%）

国民健康保険特別会計

予算総額　94億2,584万2千円
（歳入）収入済額　81億1,218万2千円（収入率　86.1%）
（歳出）支出済額　83億532万5千円　（執行率　88.1%）

老人保健特別会計

予算総額　76億642万7千円
（歳入）収入済額　67億2,481万6千円（収入率　88.4%）
（歳出）支出済額　66億6,865万6千円（執行率　87.7%）

介護保険特別会計

予算総額　40億9,349万1千円
（歳入）収入済額　36億7,265万1千円（収入率　89.7%）
（歳出）支出済額　36億9,216万円　（執行率　90.2%）

下水道事業特別会計

予算総額　33億8,282万8千円
（歳入）収入済額　23億2,506万9千円（収入率　68.7%）
（歳出）支出済額　28億9,264万2千円（執行率　85.5%）

受託水道事業特別会計

予算総額　6億8,224万8千円
（歳入）収入済額　6億3,938万4千円（収入率　93.7%）
（歳出）支出済額　5億8,442万7千円（執行率　85.7%）

市民負担の状況

市の財源は、皆さんが納めている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成されています。

市民一人当たりの
市税負担額
14万1千円
一世帯当たりの
市税負担額
33万8千円

基金の状況

（17年3月末現在高）

基金は、家計でいえば「貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

基金現在高
31億5552万6千円
財政調整基金
7億5937万6千円
その他の基金
23億9615万円

公有財産の状況

（17年3月末現在）

公有財産とは、市が所有する不動産や動産などをいいます。そのうちの土地、建物などの財産は次の通りです。

土地
58万2583・40平方メートル
建物
20万4886・66平方メートル
工作物
141カ所

生活に困っている方の介護保険サービスの利用者負担を軽減

市では、生活に困っている方の介護サービスの利用者負担を2分の1に軽減しています。対象になると思われる方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。なお、利用者負担額軽減措置は都および市に申し出た事業者が提供するサービスに限り、次の都制度または市制度に該当する場合に利用できます。

【軽減対象要件】次の①～③のすべてに該当する方。①住民税非課税世帯で年間収入が基準収入額（一人世帯の場合は140万円とし、世帯構成員が1人増えることに60万を加えた額）以下であること②世帯の預貯金額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は120万円とし、世帯構成員が1人増えることに50万円を加えた額）以下であること③介護保険料を滞納していないこと

【市制度】次の①～③のすべてに該当する方。①世帯の直近3カ月の平均収入が生活保護基準以下であること②世帯の預貯金額が生活保護基準生活費の12カ月分と市民葬代金を加えた額以下であること③居住している宅地が41坪以下であること

※次のいずれかに該当する方はいずれの制度も対象となりません。①生活保護法の被保護者②訪問介護で、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業の適用を受けている方

【軽減の程度】利用者負担額の2分の1

【対象となるサービス】都制度＝社会福祉法人や介護保険サービス提供事業者の場合：訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・訪問看護▼市制度＝訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・指定介護老人福祉施設における施設サービス

詳しくは同課介護サービス係（内線2555）へ。

国民年金だより

年金受給者の方へ 現況届は忘れずに提出してください

年金受給が開始すると、毎年1回誕生月の初めに、社会保険庁から「年金受給者現況届（はがき様式）」が送付されます。これが提出されない場合は、武蔵野社会保険事務所へ手続きが必要です。住所の変更は、保険年金課国民年金係にある住所変更届（はがき様式）の郵送でできます。

詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411または保険年金課国民年金係☎70・7733へ。

遅れると年金の支払いが一時停止する場合もありますのでご注意ください。

現況届が未着またはなくした場合などは、保険年金課国民年金係（市役所1階）または武蔵野社会保険事務所に届け出の用紙があります。

提出に当たっての注意事項は、現況届に同封されている「受給者のしおり」に詳しく記載されています。

また、住所・氏名を変更した場合は、武蔵野社会保険事務所へ手続きが必要です。住所の変更は、保険年金課国民年金係にある住所変更届（はがき様式）の郵送でできます。

詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411または保険年金課国民年金係☎70・7733へ。

多摩六都フェア

第12回多摩六都フレッシュコンサート 出演者募集

多摩北部都市広域行政圏協議会（東久留米・小平・東村山・清瀬・西東京の各市で構成）では、10月2日（日）に開催される第12回フレッシュコンサートの出演を希望する方のオーディションを行います。

このコンサートは、音楽文化普及向上のため、圏域内外で活動している若い音楽家の皆さんのお力により多くの発表の場を提供することを目的に開催します。

【日時】8月3日（水）午前10時／午後3時半（各2部）

【会場】東村山市立中央公民館（東村山市本町2ノ33ノ2）

【応募資格】①各音楽大学長または学部長推薦の大学生②大学、大学院、専攻科または研究科等で音楽を専攻した卒業者およびこれに準ずる30歳までの方（17年4月1日現在）

申し込みは7月8日（金）まで に（必着）、参加申込書（構成5市の企画担当課に備えてあります。東久留米市は企画調整課、市役所4階へ）を、〒189－0014、東村山市本町2ノ33ノ2、東村山市立中央公民館あて郵送または直接提出を。

詳しくは同館☎042・395・7511へ。

子育てを支援します！ 申請手続きはお済みですか

詳しくは子育て支援課助成係☎70・7736へ。

乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児を養育している方に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健やかな育成を図ることを目的とした制度です。

義務教育就学前（6歳になってから最初の3月31日まで）の児童を養育している方は申請をしていない方は申請をしてください。ただし、零歳児を除き、養育している方の所得制限がありますので、その制限額以下の方に対し、乳幼児医療証を交付します。医療証の始期は出生日または転入日の翌日から30日以内の申請の場合は出生日または転入日から、30日を過ぎた申請の場合は申請日からとなります。申請が遅れた場合はさかのぼって受給することはできませんのでご注意ください。

【申請に必要な書類】①健康保険証②印鑑③16年1月2日以降に転入された方は前住所地の区市町村長の発行する「平成16年度所得証明書」。零歳児の申請の場合でも①～③が必要です

《乳幼児医療費の助成を受給中の方は現況届の提出が必要です》

既に乳幼児医療証を交付されている方には、毎年「現況届」を提出していただいています。この届け出は、10月1日以降も引き続き乳幼児医療証を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。この届け出がないと10月以降の乳幼児医療費の助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

受給している方には現況届の提出についての通知を郵送しますので、6月20日（月）～7月1日（金）に市役所2階204会議室で手続きをしてください。

なお、現在所得超過により受給していない方でも、①所得が前年より下がった場合②扶養人数が増えた場合③国民年金から厚生年金または共済年金に変更になった場合は、受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

児童手当

児童手当は、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を目的として支給されています。

まだ申請されていない方は至急申請してください。

【支給対象】義務教育小学校第3学年修了前（9歳になってから最初の3月31日まで）の児童を養育している方。ただし、所得制限があります

【支給額】第1子＝月額5000円、第2子＝月額5000円、第3子以降＝1万円

【申請方法】出生・転入等により、新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受けるには「児童手当認定請求書」の提出が必要です。手当の支給は、認定請求した月の翌月から開始され、支給事由の消滅した月で終わります。ただし、出生・転入の日から15日以内に認定請求をすると、出生・転入した月の翌月分から支給されます

【認定請求に必要な添付書類等】健康保険証▽年金手帳（国民年金に加入の方）▽印鑑▽請求者の口座番号の分かるもの（預金通帳）▽1月2日以降に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行する児童手当用所得証明書（17年度分）

※このほかにも要件によっては必要な書類がありますのでお問い合わせください。

《児童手当受給中の方は現況届の提出が必要です》

既に児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。この届けは、毎年6月1日における状況により、児童手当を引き続き受け取るための要件を満たしているかどうかを確認するものです。受給している方には6月中旬に「児童手当の現況届について」の通知を郵送しますので、必要書類を持参の上、6月20日（月）～7月1日（金）に市役所2階204会議室で手続きをしてください。この届け出がされないと6月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童育成手当・障害手当

児童育成手当は、次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度末以前のお子さんを養育している方に支給されます。該当すると思われる方は、申請してください。

①父または母が死亡か離婚した児童②父または母に1年以上遺棄されている方、父または母が1年以上拘留されている児童③父または母が生死不明である児童④父または母が重度の障害を有する児童⑤婚姻によらないで生れた児童ただし、婚姻（届け出をしていなくても事実上の婚姻関係にある場合を含む）した場合は対象外となります。

障害手当は、20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当するお子さんを養育している方に支給されます。

①愛の手帳1～3度程度の児童②身体障害者手帳1・2級程度の児童③脳性まひまたは進行性筋委縮症の児童

※いずれも所得制限あり（左表参照）。

【申請に必要な書類】請求者および児童の戸籍謄本▽世帯全員の住民票▽請求者の口座番号の分かるもの▽外国籍の方は、外国人登録済証明書等の書類▽印鑑▽1月2日以降に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行する所得証明書（17年度分）

※このほかにも書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

【申し込み方法】6月15日（水）～23日（水）に（必着）、往復はがきに（医療証に記載されている保護者の方の）負担者番号」8ケタと、受給者番号」7ケタを明記し、住所、氏名、年齢、お子さんの氏名、年齢、日中に連絡の取れる電話番号を書いて（返信用にもあて名、住所を忘れずに）、〒203－0054、中央町1ノ17ノ17、（福祉会館内）東久留米市社会福祉協議会、東京ディズニーシー」係あて郵送を

詳しくは同協議会相談支援係☎73・0294へ。

社会福祉協議会のイベントに参加してみませんか

ひとり親家庭リフレッシュ事業「東京ディズニーシー」

ひとり親世帯を対象とした気軽に参加できる日帰りバスツアーを企画しました。夏休みの思い出づくりとして、親子で東京ディズニーシーを楽しんでみませんか。

【日程】7月22日（金）午前7時集合、午後7時解散予定（雨天決行）

【行き先】東京ディズニーシー

【対象】市内在住のひとり親家庭の（医療証をお持ちの方で、12歳以下のお子さんと参加できる方

【定員】44人（応募者多数の場合は抽選）

※最小催行人数は15組（30人）。過去3年間に参加された方はご遠慮いただく場合があります。

【参加費】大人1人・子ども2人＝1万3000円、親子2人＝1万円

【交通手段】大型観光バス（帰りのバスの利用は選択できます）

2005夏休みボランティア体験講座

夏休み期間にボランティア体験を通して、ボランティア活動を始めるきっかけや福祉体験をしてみませんか。参加は、中学生以上なら社会人や主婦、シニア世代、どなたでも大歓迎です。興味のある方はガイダンスにご参加ください。

【開催期間】7月25日（月）～8月31日（水）

※実際の体験は1～5日間です。

【体験先】高齢者施設、障害児者施設、保育園、ボランティアグループなど

【対象】中学生以上（体験先により制限あり）

【参加費】中学生＝大学生＝500円から（体験日数が4日以上は1日1000円加算）、社会人＝1000円

【ガイダンス実施日時・会場】①7月3日（日）午後2時～3時②7月6日（水）午後6時～7時、いずれも社会協議会ボランティアセンターで

※いずれかに参加を。事前申し込みの必要はありません。

【参加申し込み手順】①ガイダンスに参加②申し込み（先着順・本人持参）③活動先でのオリエンテーション④体験

【申し込み方法】ガイダンスを受けた方は7月10日（日）～29日（金）の午前9時～午後4時半に（ただし、10日は午後2時から、17日・18日・23日・24日は除く）、本人が申込書と参加費を持参して同センターへ

※ガイダンスを受けていない方は11日（月）からの申し込みとなります。

詳しくは同センターへ☎75・0739へ。

男女平等推進センター フィフティ²情報

＜男女平等推進センター＞住所：〒203－8555、本町3－9－1－102　電話：72・0061　ファクス：72・0053

◆男女平等推進センター電子メールアドレス fifty2@higashikurume-city.jp

火曜日休館

フィフティ²公開講座「なぜ働くの？ 働き続けることに迷ったら」

女性が働き続けるためには、どのようにハードルを乗り越えたらよいのか、経済情勢や女性労働の問題点に触れながら、具体的にお話していただきます。また講師自身が結婚・出産を経て働き続けてきた経験も示していただき、後輩の女性にエールを送ります。

【日時】7月16日（土）午後2時～4時半
【会場】市役所7階702会議室
【講師】朝日新聞記者の竹信三恵子氏
【費用】無料

※満2歳～未就学児の保育あり。7月8日（金）までに（必着）、はがきに氏名・年齢・住所・電話番号・お子さんの氏名・年齢を記入し、同センターへ郵送を（ファクス、電子メール、電話の申し込みも可）。

申し込みは7月13日（水）までに（必着）、氏名・年齢・住所・電話番号を記入し、同センターあて郵送を（ファクス、電子メール、電話の申し込みも可）。

詳しくは同センターへ。

17年度児童育成手当・障害手当所得限度額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
4人	512万4千円
5人	550万4千円

※扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算します。
※所得額とは、源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」を、確定申告では所得合計の金額」をいいます。

市民伝言板

会員募集

◆中国水墨画（劉へりゅう）の会　毎週金曜日の午後1時半～3時半、中央公民館で、会費月2,000円。見学歓迎。詳しくは笠井☎74・6922へ。

◆ゴルフ（緑友会）　毎月第2土曜日の午前10時～正午、東久留米ゴルフセンター（本町三丁目）で、入会金2,000円、会費月2,000円。男性は45歳以上、女性は年齢不問。年3・4回コンペ、西川プロのレッスンあり。詳しくは佐野☎078・9255へ。

◆鷹匠護鳥鈴蘇（鈴蘇研究会）　毎月第初・中旬の午後7時～9時、福祉会館で、入会金1,000円、会費月1,000円（小・中学生無料）。詳しくはあだち☎73・1237へ。

◆水泳（イルカクラブ）　毎週水曜日の午後2時～5時、スポーツセンターで。1回1,000円。小学生以上で障害をお持ちの方。詳しくは佐藤☎090・5302・0894へ。

◆踊り（おったのる）　月3回、火曜日の午後6時～8時、中央公民館ほか。会費月5,000円。安来節。詳しくは島田☎72・2841へ。

◆東久留米団地バレーボールクラブ　毎週土曜日の午後3時～5時と第2・第4日曜日の午後3時～6時、第四小学校で。会費月1,000円。初心者歓迎。小さなおすそ上げも可。詳しくは方（まんさき）☎58・2674（夜間）へ。

◆大東流合気柔術　毎週土曜日の午後6時半～8時半に南沢公園（本町四丁目）。毎週日曜日の午後4時半～6時半と第1・第2火曜日の午後7時～9時半、会費月3,000円（子ども、学生・女性は1,000円）。小学4年生以上。詳しくは宮田☎73・1957へ。

◆パソコン勉強会　毎週金曜日の午前10時～正午、東部地域センターほか。入会金2,000円、初心者費1回1,200円。詳しくは田中☎77・1050へ。

◆東久留米絵手紙友の会　毎月第3火曜日の午後1時～4時、中央公民館で。会費年5,000円。講師の指導あり。初心者・中高年の方歓迎。見学自由。詳しくは高木☎71・0432へ。

◆競歩会（いずみ会）　毎月第3水曜日の午前10時～正午、中央図書館で。森鴎外・チェーホフなど純文学の感銘を話し合います。詳しくは浜井☎090・5757・0333へ。

◆ウィークデーテニスサークル（市テニス連盟所属）　毎週月曜・金曜日が新町町テニスコート（新川町二丁目）、毎週水曜日が小山二丁目コート（小山三丁目）で、いずれも正午～午後6時。会費年6,000円。年会費年6,000円。

◆東久留米市ラジオ体操連盟　毎朝6時10分ごろから、（滝山公園日の丸広場、役所1階裏外びっぱ）③向台広場（野草園前）④本村小学校⑤小山小学校⑥八幡神社⑦柳窪公園。会費年2,000円。ストレッチ、ラジオ体操。中国体操ほか。詳しくは①～⑥は対馬☎71・5742②は藤田☎73・0646③は木村☎73・2908④は木村☎92・3488⑤は安川☎73・0090へ。

◆中高年パソコン勉強会　毎週火曜・木曜日の午後1時～4時、滝山団地西集会所（滝山六丁目）で。会費1回1,000円／2000円。50歳以上。時間は応相談。詳しくはおがしわ☎75・0775へ。

◆火曜ヨーガの会　毎週火曜日の午前10時～正午、コミュニティホール東本町で、入会金1000円、会費月3000円。身体能力を引き出し若返るヨーガを練習。詳しくは清水☎75・6692へ。

◆東久留米カラオケクラブ　第2・第4の月曜日の午後6時～9時②水曜日の午後6時半～9時半。いずれも福祉会館ほかで。入会金2000円、会費月3500円。初心者歓迎。作曲家の指導あり。詳しくは木村☎73・2615へ。

◆囲碁の会　毎月第1・第2・第4火曜日の午後1時～5時、東部地域センターで、会費月2000円。入場無料。カラオケなど。詳しくは笠岡☎72・7888へ。

◆公用開放教会（東久留米会）　自然友の会　7月7日（水）午前9時半～正午、都立久留米西高等学校正門前集合（雨天中止）。参加費200円（保険料）。東村山の自然を訪ねる。申し込みは往復はがきで、203－0052、幸町5ノ7ノ4、須藤秀方へ郵送を。問合せ：☎71・4015へ。

◆第20回年賀展（東久留米芸術グループの会）　7月1日（金）～5日（火）午前10時～午後6時（1日は午後1時から、5日は午後3時まで）。入場無料。詳しくは石川☎70・0360へ。

◆国際交流パーティー（東久留米国際友好クラブ）　6月26日（日）午後6時から、成蹊教育文化館で。参加費個人1500円、家族2000円（いずれも軽食付き）。留学生との交流。要事前申し込み。詳しくは松浦☎78・3178へ。

◆職人フェスティバル（建設ユニオン多摩北支部）　6月19日（日）午前10時～午後3時、市役所1階屋外ひろばで。入場無料。地元建築職人の「技」の実演や木工教室、無料住宅相談。詳しくは法津☎63・1009へ。

◆和（なごみ）の会　ザ・マーコンサート（俳木快守）「いきましょうロンと歌う会」　7月17日（日）午後2時開演（1時半開場）、西部地域センターホールで。入場料2000円。（前売り1600円）。琵琶、日本の歌、大正琴、前売りは井戸☎74・4034または横沢☎72・7709へ。詳しくは前田☎72・2132へ。

◆第3回ギター・セタコンサート（日曜ギターアンサンブル）　7月2日（土）午後3時開演、市役所1階屋内ひろばで。入場無料。クラシックギターによる二重奏、三重奏、ハーモニカ演奏。詳しくは宋田☎71・9633へ。

◆各種ヨガ・新中・旧曲講習会（日本民謡協会）　7月6日・13日いずれも水曜日の午前10時～11時半、南町の生涯センター で、参加費無料。詳しくは市瀬☎77・7253へ。

◆はらえていい歌謡祭2005（東久留米市歌謡連盟（市文化協会加盟団体））　7月3日（日）午前9時45分～午後6時、中央公民館で。入場無料。連盟加盟の10サークルの発表会。詳しくは宮尾☎64・2593へ。

催し

◆踊りと歌のバラエティ・ショー（きみふじ会）　7月3日（日）午前11時から、西部地域センターで。入場無料。カラオケなど。詳しくは笠岡☎72・7888へ。